

# 生前からの取り組みで変わる財産の重み

超高齢化社会に直面する日本。主に高齢の富裕層が持つ財産を経済活性化につなげようと、相続税の課税強化が現実のものになりつつある。「自分にはこれといった財産もないし、もらえるアテもないから大丈夫」と油断していたら、思わぬトラブルに見舞われる可能性も考えられる。どうすれば税金を抑えられるのか、トラブルを回避できるのか。2つの事例を比較してみた。

## 難しい土地・建物の相続 トラブル回避に意思表示

### ケースA

兵庫県西宮市に住むAさん(80)は2015年2月、市内の病院で息を引き取った。妻の死後は自宅を一人暮らし趣味の山歩きなどを楽しむ日々だったが、急激に体調を崩してしまったという。

親族は落ち着きを取り戻したころ、誰かがふと発した「遺産はどうなっているのかな」という言葉に、とりあえず資産の状況を調べてみることにした。

自宅の土地は200平方メートル、価値評価の基準となる路線価は1平方メートルあたり20万円。建物の価値は固定資産税評価額から推計すると1000万円。土地の形状などによる補正は省いたので正確なところはわからないが、自宅の価値は5000万円あたりが

相場だろうと思われた。

さらに自宅からは2000万円の定期預金などが見つかり、最低7000万円の遺産があることがわかった。相続人は長男と長女。いずれも独立して家庭を築いており、相続税がいくらかかるかを計算してみても、財産を均等に配分しようということになった。

昨年未だでなら全額控除対象となり、相続税の負担がなかったのに、その年から控除が4割切り下げられたので、2800万円分の遺産に相続税がかかる可能性が生じたことになった。

長男一家にしても長女一家にしても、決して納税が無理な税額ではなかった。ただ問題は、両者が亡き父の自宅を引き継ぎたいという意思が一致していることだった。

現金なら相続税を納付して



三輪厚二税理士事務所 所長・三輪厚二氏に聞く

相続することによって二の足を踏む人も多いでしょう。

### ▼気軽に無料で相談を

そんなことから、無料相談の枠組み「SPクラブ」を作ることになりました。登録していただいた方には、相続の相談だけでなく、不動産活用や融資のご相談、広大地の簡易判定、事業承継などの相談などにも初回無料で乗らせていただきます。

## 「生前遺産分割」で相続を乗り切る

今回の税制改正で、これまで相続税とは無関係だと思っていた人も、うかうかしていると財産が減ってしまう、そんな時代が近づいてきます。何か起きても遅く、生前からきちんとした相続対策が必要となっているのです。特に京阪神、中でも路線価の高い大阪市内に自宅を持っている人は注意が必要です。

とはいえ、税に関する知識や情報をほとんど持っていない人は、何を誰に相談すればいいかわからない。とりあえず、税理士に相談してみようとする人も多くいます。

しかし一回の相談に何万円も相談料がかかって、それが毎月のように続くとなると、

ただきます。その他、メールで税務情報を発信するサービスや相続税の申告報酬が5%オフになるサービス、現状分析の報酬が5%オフになるサービスなど様々なサービスが受けられます。詳しくは、「相続贈与・COM」をご覧ください。

もちろん相談は無料なのですが、的確なアドバイスができるよう、資産内容や親族関係図など、ご相談内容がわかるものをお持ちいただいた上で、じっくり話や考えを聞か

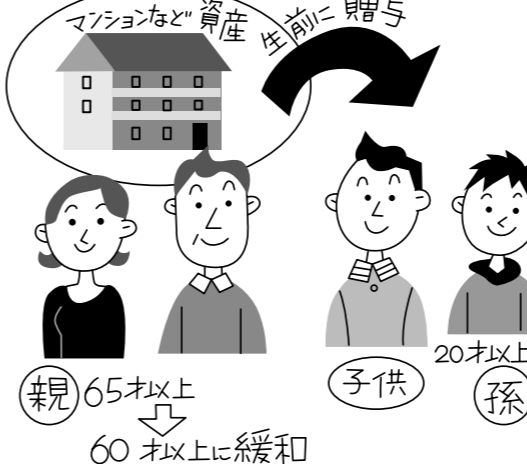
せていただきます。それから、必要であれば現状分析をして、その後具体的な対策に入っていくことになりま

### ▼相続を乗り切るには

今回の税制改正では、相続税の負担を重くする一方で、贈与税には甘い規定になっています。これは高齢者が保有する個人資産を少しでも早く若年層に移転させて消費を拡大し、日本経済の活性化につなげたいという狙いが根底にあるからです。

そうしたことから、今後の相続税対策として、贈与を積極的に活用することが、税

## 相続時精算課税制度



残った金額を人数割りにすれば、多くの場合トラブルにはならない。ただし住宅は、土地の所有権を分割するのか、一方が借地権を持ち賃料を得て、居住する世帯とのバランスをとるのか、様々な手法がある。困ったことに故人は財産の分割について何の意思も示していなかった。

結局、長男と長女の話し合いはまとまらず、父親の自宅を売却して、収益を等分する

### ケースB

大阪市内在住のBさん(70)は早くから事業に成功した資産家だ。しかし先日、一時的に体調を崩し、「私が死んだら遺産はどうなるのだろう。子供や孫にきちんと渡さるのだろうか」と不安になった。最近、相続税が増えるというニュースもよく耳にする。

自分亡き後、遺産相続で一族にトラブルが発生するのも嫌だ。確実に自分の意思を財産相続に反映させる手法はないものか、そんなBさんが考えたのが、生前から段階的に財産を贈与することだ。もちろん自分の財産を親族に贈与すれば、贈与税がかかるが、相続税の基礎控除が切り下げられることを考えれば、贈与税の方が税負担が軽くなることも考えられる。

Bさんが明日をも知れぬ健康状態というなら話は別だが、10年あれば一人1100万円、3人に贈与すれば計3300万円が無税で贈与できるのだ。一定の期間をかけて少しずつ贈与していく。これがポイントだ。

しかし名義だけを子や孫に移す「名義預金」では、将来相続税の課税対象になるので、贈与した相手側が実質的に利用できるようにしておくはならない。「こっそりは美

ことになった。生まれ育った懐かしい住まいを失い、さらに兄妹は疎遠になってしまった。「父が財産の処分について

## 贈与の積極活用など有効 相続前から資産見極めも

て何らかの方針を示してくれていたなら、ただそれに従うだけだったのに」。二人はため息をつく。

自分亡き後、遺産相続で一族にトラブルが発生するのも嫌だ。確実に自分の意思を財産相続に反映させる手法はないものか、そんなBさんが考えたのが、生前から段階的に財産を贈与することだ。もちろん自分の財産を親族に贈与すれば、贈与税がかかるが、相続税の基礎控除が切り下げられることを考えれば、贈与税の方が税負担が軽くなることも考えられる。

Bさんが明日をも知れぬ健康状態というなら話は別だが、10年あれば一人1100万円、3人に贈与すれば計3300万円が無税で贈与できるのだ。一定の期間をかけて少しずつ贈与していく。これがポイントだ。

しかし名義だけを子や孫に移す「名義預金」では、将来相続税の課税対象になるので、贈与した相手側が実質的に利用できるようにしておくはならない。「こっそりは美

法です。なぜなら、相続人間でもめることがわかりやすい方法であることがわかりま

負担の軽減という点から賢い方法であることがわかりま

負担の軽減という点から賢い方法であることがわかりま

負担の軽減という点から賢い方法であることがわかりま

負担の軽減という点から賢い方法であることがわかりま

三輪所長の著書の紹介  
「生前遺産分割」で財産を守れ

相続税は、もはやお金持ちだけにかかる税金ではなくなりつつあります。これからは、生前対策をしっかりと行わなければなりません。本書では新相続税の攻略法を盛り込み、相続税増税に備えた新相続対策を幅広く紹介しています。

三輪厚二税理士事務所 TEL:06-6209-8393